

気象警報発令時及び公共交通機関不通時の医学研究科（医学専攻、医科学専攻、社会健康医学系専攻、ゲノム医学国際連携専攻）科目に係る授業・試験の取扱い

（平成26年9月11日 医学研究科会議承認）
（平成30年2月8日 医学研究科会議一部改正）

気象警報が発令された場合又は公共交通機関が不通の場合、学生の事故防止のため、医学研究科（医学専攻、医科学専攻、社会健康医学系専攻、ゲノム医学国際連携専攻）科目の授業・試験を次のとおり取り扱う。

1. 授業の休止、試験の延期

① 下記（１）又は（２）の場合は、授業を休止し、又は試験を延期する。

（１）京都市又は京都市を含む地域に特別警報、暴風警報が発令された場合、又は次の（イ）、（ロ）のいずれかに該当する場合

（イ）京都市営バスが全面的に不通の場合

（ロ）ＪＲ西日本（京都発着の在来線）、阪急電車（河原町・梅田間）、京阪電車（出町柳・淀屋橋間又は中之島間）、近鉄電車（京都・大和西大寺間）のうち、いずれか３以上の交通機関が全面的又は部分的に不通の場合

（２）医学研究科長の判断による場合

② 授業・試験開始後に上記（１）又は（２）の事態が生じた場合は、授業を休止、又は試験を延期する。

2. 特別警報、暴風警報の解除、公共交通機関の運行再開に伴う授業・試験の実施

特別警報、暴風警報が解除された場合、又は公共交通機関の運行が再開された場合は、以下の基準により授業・試験を実施する。

①午前6時30分までに解除・運行再開の場合 1時限から実施。

②午前10時30分までに解除・運行再開の場合 3時限から実施。

③午後3時までに解除・運行再開の場合 5時限から実施。

ただし、午後4時30分より前に開始する授業を除く。

3. 特別警報、暴風警報の発令・解除、公共交通機関の運行の確認・周知

①特別警報、暴風警報の発令・解除及び公共交通機関の運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道機関の報道による。

②1時限開始後に上記1①の事態が生じた場合は、掲示等により周知する。

附則

この取扱いは、平成２６年９月１１日から実施する。

附則

この取扱いは、平成３０年４月１日から実施する。